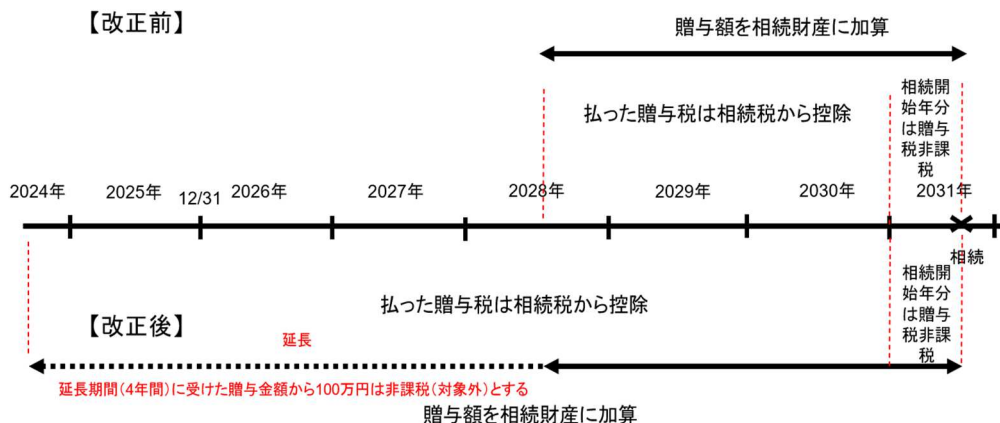


生前贈与加算の適用期間の拡大（2024年1月以降の贈与から）



ポイント

- ・生前贈与加算の対象となるのは相続により財産を取得した者のみ
- ・2023年までに贈与をした分は改正前が適用
- ・暦年課税と相続時精算課税との差が縮まる

TAX ニュースレター

東栄税理士法人

03-5778-4722

http://toeitax.co.jp/

2023/02 月号

暦年課税と精算課税の差は無くなるか？①

贈与税のおさらい

今月は2023年度税制改正第2弾、本年度の改正で最も影響が大きく、世界的にも話題となっている贈与税の改正、すなわち生前贈与加算と相続時精算課税の改正について解説します。

贈与税は原則年間110万円が非課税となり超える部分は超過累進税率で金額が大きければ大きいほど税率が高くなる(最高55%)計算方法を用います。これを通称「原則課税」または「暦年課税」と言います。暦年課税では相続が起こった場合、相続により財産を取得した者が、相続開始前3年以内に被相続人から贈与により財産を取得している場合には、当該贈与により取得した財産を相続財産に加算して相続税の算定が行われます。これを生前贈与加算と言いますが、**2024年以後の贈与からこの生前贈与加算の対象となる期間が従来の「相続開始前3年以内に贈与された財産」から「相続開始前7年以内に贈与された財産」へ延長**されます。つまり**事実上の増税**です。

相続前7年相続税対象

一応**延長期間には100万の控除枠を設ける**らしいですが大した金額ではなく大勢に影響はないでしょう。なお、上図のとおり、実際に7年全期間が加算対象となるのは2031年以後の相続からとなります。

この**生前贈与加算のポイント**は、加算されるのが前述のとおり相続により財産を取得した者に限られるため、**相続により財産を取得しない孫や子供の配偶者などは仮に相続開始前3年(改正後7年)以内に贈与を受けていたとしても通常加算対象とならない点**です。**これは改正後も変わりません**ので加算対象期間が延びた以上、暦年課税の110万基礎控除を使った生前贈与を行う場合には、**今後はなるべく孫や子供の配偶者などへ行っていく方**が良いでしょう。

一方、この原則である暦年課税に対し、特例制度として相続時精算課税というものがあります。(次号に続く)

今月のコメント

私事です。先月無事40歳を迎えることができました。心身ともに健康そのものでよりありがたいことなのではないかなと思っております。

ところで40歳といえば不惑、「四十にして惑わず」ものの考え方に迷いがなくなる年齢だそうです。実は私も最近この境地に達したのではないかと実感するようになっていまして、ものの考え方、アイデンティティが確立され感いがありません。さすが孔子の格言です。若い頃は感いだけで周りの友人も自分より大人だなと感じていたのですが、今にして思うと高校生大学生など感いだけが年相応、人生や社会のことなど何も分かっていないと自信がないくらいで正解だったのではないかと感じております。当時大人びた友人が現在自分より精神的に洗練されているかというところでもないことも多々あります。「年相応に生きている」というのが最近の謎の自慢です。

なお、年相応に四十肩も来ておりまして年々身体のメンテナンスの時間も増えております(笑)

税理士 岡本勲

〒150-0002 東京都渋谷区渋谷 2-10-15 エキスパートオフィス渋谷 9階

Email: okamoto@toeitax.co.jp